

あこう環境保全活動顕彰制度の創設について

1. 顕彰制度創設の主旨

市内において我々の貴重な財産である豊かな自然環境を保全するため、環境啓発活動や希少動植物等の保全・調査活動など様々な環境保全に向けた取組が行われている。その活動を称え敬意を表するとともに、自主的な環境保全の取り組みを広く市民に知らせ、活動の継続と発展を促すことを目的として新たな顕彰制度を創設する。

2. 顕彰制度の概要

1) 顕彰の名称

あこう環境保全活動顕彰

2) 対象となる者

市内において対象となる環境保全活動（下記）の実績がある団体及び個人。

3) 対象となる環境保全活動

市内において以下の環境保全活動を10年以上継続して実施し、活動の影響及び効果が大きく、市域の環境の保全に大きく貢献していると認められるもの。

- (1) 地球温暖化防止活動
- (2) 水環境の保全活動
- (3) 緑化活動
- (4) 自然環境保護活動
- (5) その他市長が認める活動

4) 顕彰候補者の推薦

顕彰候補者の推薦は自薦又は他薦によるものとする。

5) 顕彰者候補者の確認及び決定

市民部長は顕彰候補者の推薦があったとき、「あこう環境保全活動顕彰選考委員会」（以下「選考委員会」）に選考を付し、市長が決定する。

6) 選考委員会の組織

- (1) 選考委員会は、次に掲げる者から市長が任命する職員をもって組織する。
 - ア) 副市長
 - イ) 市長公室長
 - ウ) 総務部長
 - エ) 教育次長（管理担当）
 - オ) 市民部長
 - カ) 上下水道部長
 - キ) その他適当と認められる職員
- (2) 選考委員会に委員長・副委員長を置き、委員長には副市長、副委員長には、市民部長をもってあてる。
- (3) 委員長は、会務を統理し委員会を招集する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 選考委員会の議事の運営については選考委員会で決定する。
- (6) 選考委員会の事務局は、赤穂市市民部環境課に置く。

7) その他

- ・顕彰候補者の選考にあたり、これまで同一の環境保全活動に対して、別に市長から顕彰を受けた者は除外する。
- ・顕彰を受けたものであっても、異なった環境保全活動を行った場合はこの顕彰の対象とする。

3. 顕彰制度の開始

平成30年6月1日

【参考】 顕彰の対象となる環境保全活動の具体例（一例）

（1）地球温暖化防止活動

- ・低炭素社会づくりに向けた積極的且つ継続的な取り組み
- ・組織内でのカーシェアリングシステムの構築などその効果が顕著な取り組み
- ・低炭素社会づくりに向けたイベントの開催や講演活動、行政との協働による地球温暖化防止活動

（2）水環境の保全活動

- ・市内の河川や海域の水質保全に向けた継続的な取り組み
- ・水環境保全を目的とした河川等の水質調査、水生生物調査等の実施
- ・環境学習、環境教育を通じた水環境の保全

（3）緑化活動

- ・集会所や公民館など公共施設への積極的且つ継続的な緑化活動
- ・公園や公共施設へのさくらの植樹活動
- ・地域の里山保全活動に取り組むとともに、児童生徒の環境学習を通じた緑化思想の普及活動

（4）自然環境保護活動

- ・希少動植物の継続的な保護活動
- ・貴重な自然環境の保護育成に向けた継続的な取り組み
- ・市域の自然環境に関する継続的な調査研究、自然環境に係る啓発などの取り組み
- ・環境学習、環境教育を通じた自然環境保全活動

（5）その他市長が認める活動

他の模範となるような環境保全の取り組みを継続的に実施し、その効果が顕著なものとして市長が認める活動